

農林水産部指定管理者の候補者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 農林水産部の所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定を適正に実施するため、農林水産部指定管理者の候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、外部委員を含む5名以上の委員をもって組織し、次に掲げるものの中から選任する。ただし、委員の過半数は外部委員とする。

- （1）農林水産部長
- （2）農林水産部次長
- （3）外部の有識者
- （4）公募に応じた者
- （5）前各号に掲げる者のほか、委員長が指名した者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は別途定めるものとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は農林水産部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

（審査）

第6条 委員会は、農林水産部所管の公の施設に係る指定管理者の指定の申請をしたものについて、選定基準等に基づき審査し、知事に意見を述べるものとする。

（関係職員の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、農林政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。